

国家的に重要な研究開発の評価等の 今後の進め方について

平成15年3月18日
評価専門調査会

総合科学技術会議は、平成14年度に実施した国家的に重要な研究開発の評価において明らかとなった諸課題を踏まえ、今後の評価方法の在り方等について評価専門調査会で検討を行うこととした。(平成14年11月11日)

これを受けて、評価専門調査会で検討を行った結果は以下のとおりであり、平成15年度以降総合科学技術会議が実施する評価は、資料1-2の「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について(案)」によって行うことが適当である。

1. 平成14年度に実施した国家的に重要な研究開発の評価

「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成14年4月23日)に基づき、以下の評価を実施した。

①大規模新規研究開発の評価

設備整備費及び運用費等の総額が約500億円以上^(注1)の研究開発3課題^(注2)を対象に、その目標や効果、実施体制等について評価専門調査会で専門家や有識者も招聘して調査・検討し、昨年12月の総合科学技術会議で評価結論を得た。

②総額約10億円以上の研究開発の評価

平成13年9月から平成14年8月までに府省で評価が実施された総額約10億円以上の研究開発164課題を対象に、府省の評価の方法及び結果について評価専門調査会で調査・検討し、昨年11月の総合科学技術会議で評価結論を得た。

(注1) 設備整備費のみで約300億円以上のものも対象とされていたが該当は無かった。

(注2) 「再生医療の実現化プロジェクト」「準天頂衛星システム」「イネゲノム機能解析研究」

③総合科学技術会議が指定して行う評価

評価専門調査会において4つの研究開発^(注3)を選択して次の視点から指定の適否を検討したが、現段階で総合科学技術会議が指定して評価を行う必要は認められなかった。引き続き調査・検討を行っている。

- ◆ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ◆ 目標の達成度が不十分であるなど、研究開発の進行に著しい遅れが認められるもの
- ◆ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ◆ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの

2. 今後の評価方法の在り方等

(1)平成14年度に実施した評価の見直しについて

①大規模新規研究開発の評価

将来にわたり多額の予算が必要となる大規模研究開発の開始判断において、総合科学技術会議の視点から専門家・有識者を交えた詳細な検討による評価を行い、推進体制の改善や予算配分に反映することが可能であり、総合科学技術会議が自ら行う評価として重要であることから、今後一層充実させていく必要がある。

したがって、今後は大規模研究開発の基準を一律に国費として総額約300億円以上とし、対象を拡大して継続することが適当である。なお、当該年度に限り緊急に措置される補正予算による研究開発や、国家安全保障上の理由等のために機密保持が必要な研究開発は、評価対象とすることは困難と考えられる。

②総額約10億円以上の研究開発の評価

府省の評価方法及び結果を検討することにより、多数の研

^(注3) 「脳科学総合研究」「タンパク質関係4プロジェクト」「大型放射光施設(SPring-8)」「国際宇宙ステーション計画」

究開発を短期間に評価するとともに、府省の評価の状況を把握し問題点の改善を図ることが可能であった。しかしながら、府省の評価の適切性についての評価が中心となり、また、課題数が多数にのぼったことから、研究開発そのものの踏み込んだ詳細な評価は困難であった。さらに、府省の評価や総合科学技術会議有識者議員等による科学技術関係概算要求の優先順位付けとの整理の必要性も認められた。

このため、今後は総額約10億円以上の研究開発を総合科学技術会議が直接評価することに代えて、次のような対応を行うことが適当である。

- 1) 本評価で指摘された問題点の改善により府省の評価の充実を図る。(府省において、次の a. 予算概算要求に先立つ事前評価、及び b. 評価報告書 の改善に取り組む。)
- 2) 府省の評価結果は、科学技術関係概算要求の優先順位付けにおいて一つの要素として活用する
- 3) 府省の評価については「政府研究開発データベース」への速やかな入力を確保するとともに、評価の全般的な実施状況は、将来「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の実施状況のフォローアップの中で把握する

【府省における取り組み】

a. 予算概算要求に先立つ事前評価

概算要求に先立つ事前評価は、現状では大部分が自己評価であったが、府省における概算要求の意思決定や総合科学技術会議有識者議員等による科学技術関係概算要求の優先順位付けで判断材料の一つとなることから、その公正性や客観性を十分に高める必要がある。したがって、概算要求に先立つ事前評価においても、外部評価を積極的に活用することが適当である。

なお、時間的制約等から概算要求前の外部評価が困難な場合は、複数の外部専門家・有識者の意見を聴取した上で自己評価し、その氏名及び意見内容を評価報告書に明記することが適当である。また、研究開発の内容や性格により外

部評価や外部者からの意見聴取が適さない場合は、その理由を評価報告書に明記することが適当である。

b. 評価報告書

府省で作成された評価報告書は、現状では評価の大要を理解する上で不十分なものが多く認められた。研究開発評価の公表は、国民に対する説明責任を果たし、評価の公正さと透明性を確保し、研究開発成果や評価結果を活用するために役立つことから、対象とする研究開発の性格も考慮しつつ、次に示す標準的要素を評価報告書等の形で一体的に分かり易く提示することが適当である。

また、評価実施後可能な限り速やかに公表し、そのデータを政府研究開発データベースに入力するとともに、適切に管理することが適当である。

《評価報告書における標準的要素》

評価対象

研究開発名、実施者、研究開発の概要、予算等

評価目的

評価結果の活用を念頭においた明確かつ具体的な目的

評価者

評価者名簿、評価者選任の考え方

研究開発成果（中間・事後評価の場合）

研究開発の成果、その他の効果

評価結果

評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等）

評価者の評価意見、評価結論

③総合科学技術会議が指定して行う評価

総合科学技術会議は、国家的に重要な研究開発について、評価が必要と認められるものを適時適切に選択して評価する必要がある。このため、評価専門調査会が特定の研究開発について、府省における対応状況も踏まえつつ、評価を行う必要があるかどうかをあらかじめ調査・検討し、必要に応じて総合

科学技術会議がこれを指定して評価する仕組みは重要と考えられる。

したがって、本評価方法は継続することが適当であり、指定における視点は、平成14年度における経験も踏まえて明確化を図る観点から次のように整理することが適当である。また、これらの視点に必ずしも当てはまらないものであっても、総合科学技術会議において評価の必要性が認められたものについては指定できるとすることが適当である。

《指定のための視点》

- ◆ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ◆ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ◆ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ◆ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要性が認められるもの

なお、評価専門調査会における指定の必要性の検討は、指定候補の研究開発を会長が発議することにより開始するが、評価専門調査会の議員・委員は随時指定候補とすべき研究開発を会長に提案できるとすることが適当である。

(2) 評価方法について

今後、国家的に重要な研究開発の評価として行う、大規模新規研究開発の評価及び指定して行う評価の実施にあたっては、評価専門調査会が、必要に応じ、内部に評価検討会を設置し、専門家・有識者を招聘して調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行うことが適当である。

なお、招聘する専門家・有識者の選任は評価専門調査会長が行い、この選任について評価専門調査会の議員・委員は意見を述べることをできるとすることが適当である。

また、調査・検討において被評価者として説明にあたる者は、行政部局の担当責任者と研究代表者を原則とし、府省の評価結果がある場合はこれを参考とすることが適当である。